

令和4年仙審第26号

裁 決

貨物船A押船B被押起重機船C衝突事件

受 審 人 a

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月15日14時40分

宮城県石巻港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 748トン

全 長 83.02メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

船種	船名	押船B	起重機船C
総トン数		19トン	
全長		13.47メートル	55.00メートル
機関の種類		ディーゼル機関	
出力		1,217キロワット	

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Bは、平成12年11月に進水した2機2軸を有する鋼製押船で、船体前部の甲板上高さ7.9メートルの檣上に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、左舷側に操舵ダイヤル、レーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバー及びスラスター操作盤を備え、専ら起重機船Cの押船として使用されており、その船首部をCの船尾中央の凹部に嵌合して油圧式のピンジョイントで結合し、全長約64メートルの押船列（以下「B押船列」という。）を構成していた。

Cは、バウスラスターを有する非自航型鋼製起重機船で、船体後部に2層構造の甲板室を配し、船首甲板上に旋回式クレーンを備え、同室と同クレーンとの間に船倉を設け、船倉と甲板室との間に左右両舷各1本のスパッドが装備されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船首甲板上に旋回式クレーンを有する船尾船橋型鋼製貨物船で、無人の状態、船首1.4メートル、船尾3.7メートルの喫水をもって、船首を264度（真方位、以下同じ。）に向け、石巻港西部の西浜町地区の岸壁に係留した船舶の右舷側に入船左舷着けで係留中、令和3年9月15日14時40分石巻港雲雀野防波堤灯台（以下「雲雀野灯台」という。）から328度1,790メート

ルの地点において、船首が264度を向いたまま、その右舷船尾部にCの左舷船首部が、後方から10度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで最大瞬間風速毎秒14メートル（以下、風速については「毎秒」を省略する。）に達する風力5の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、a受審人が1人で乗り組み、船首1.5メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、作業員3人が乗船し、空倉で船首尾ともに1.2メートルの喫水となったCとB押船列を構成し、防潮堤工事の目的で、同日10時00分西浜町地区の岸壁を発し、同地区の北側対岸にあたる重吉町地区の工事現場に向かった。

a受審人は、10時05分目的の工事現場に到着してコンクリートブロックの移動作業を始め、14時30分同作業を終えて帰航することとし、舵輪後方に立って操舵ダイヤルで操船に当たり、船首が東方を向いた状態から右回頭して工事現場を離れ、風速7メートルないし10メートルの北東風が吹く中、14時35分雲雀野灯台から339度1,710メートルの地点で、針路を275度に定め、機関を微速力前進にかけ、2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

ところで、a受審人が予定していた着岸操船は、約1か月前から係留中のAの20メートル後方に、いつもと同じように入船左舷着けするため、自船の係留位置とAとの間にあたる西浜町地区の道路の延長線上で前進行きあしを止めて右舷錨を投下し、その後後進して船尾を岸壁に寄せて着岸するものであった。

a受審人は、14時37分僅か前雲雀野灯台から335.5度1,770メートルの地点に至り、機関を中立運転として減速を開始し、間もなく前進行きあしを止めるために機関を微速力後進にか

け、その後徐々に機関の後進を強めて全速力後進として減速を続け、左舷側の係留予定の岸壁を通過した後、14時39分雲雀野灯台から329.5度1.02海里の地点に達したとき、いつもより約30メートル前方で、風下で係留中のAの右舷側で前進行きあしが止まり、後進を開始した。

後進を開始したとき、a受審人は、風速10メートルを超える北東風が吹いて風勢が増したことを認め、このまま後進を続けると、Aに向かって圧流されるおそれがあったが、強風であっても着岸した経験があったことから、この程度の風速なら無難に着岸できるものと思い、着岸操船を中止して避難用の係留場所で風が収まるまで待機するなど、安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、機関を適宜使用して後進中、Aに向かって圧流され、右舷錨を投下したものの、及ばず、B押船列は、船首が274度を向き、行きあしがなくなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に凹損を生じたが、のち修理され、Cは、左舷船首部手すりに凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、石巻港において、B押船列が風下で係留中のA後方に着岸操船中、風速10メートルを超える北東風が吹いて風勢が増した際、安全確保の措置が不十分で、Aに向かって圧流されたことによって発生したものである。

a受審人は、石巻港において、風下で係留中のAの右舷側で後進して同船後方に着岸操船中、風速10メートルを超える北東風が吹いて風勢が増したことを認めた場合、このまま後進を続けると、Aに向かって圧

流されるおそれがあったから、着岸操船を中止して避難用の係留場所で風が収まるまで待機するなど、安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、強風であっても着岸した経験があったことから、この程度の風速なら無難に着岸できるものと思い、安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、後進中、Aに向かって圧流されて衝突する事態を招き、同船及びC両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年2月21日

仙台地方海難審判所

審判官 管 啓 二